

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



50歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

2019年 お金の制度改革カレンダー

改正相続法が順次施行

新年、おめでとうございます。高橋学です。2019年は2つの大きな制度改革が待っています。1つは5月の改元、もう1つが10月の消費税率の引き上げです。しかし、この他にも多様な制度の導入や変更があります。下表に今年予定されているお金に関する主な制度改革をまとめました。

1月で注目されるのが、NISA(少額投資非課税制度)口座開設時の手続きの簡略化です。これまでNISAの使い勝手の課題として、口座開設を申し込んだ当日から一定期間は買い付けができないことが指摘されてきましたが、1月以降は即日買い付けが可能になります。ただし証券会社毎に対応が異なるので事前確認が必要です。

昨年、民法の相続に関する規定が40年ぶりに見直されて改正相続法が成立しましたが、今年から来年にかけ、それらの改正項目が順次施行されます。その第1弾が、1月13日から施行される自筆証書遺言の方法緩和。これまで自筆で書く必要があった財産目録が、今後はパソコンでの作成も認められるなど、利便性が高まります。

短くなる株式等の決済期間

4月には、住宅取得等資金の贈与税の非課税枠が引き上げられます。これはマイホーム購入の際、直系の父母や祖父母などから受ける贈与が一定額まで非課税になる制度のこと。2020年3月までに消費税率10%で契約した場合、最大で3,000万円となります(省エネ等住宅の場合)。

7月には、株式等の決済期間の短縮化があります。現在の株式等の受渡日は、取引(約定)日から起算して4営業日目となりますが、7月16日の取引より、3営業日目に変わります。ここで注意したいのが、配当や株主優待を受ける条件にも変更が出ることです。配当や株主優待を受けるためには現在、権利確定日を含めて4営業日前までに購入することが条件ですが、これが3営業日前に変わります。

10月には、自動車取得税が廃止される一方で、環境性能割の導入が予定されています。環境性能割の対象となるのは、自動車と軽自動車。燃費基準の達成度によって0~3%の税率が決まる燃費課税で、購入年の自動車税・軽自動車税に上乗せして徴収されます。



2019年のお金に関する主な制度改革

- | | |
|-----|---|
| 1月 | <ul style="list-style-type: none">● NISAの口座開設申込時の即日買い付けが可能に● 国際観光旅客税の導入(日本から出国する旅客を対象として、出国1回につき1,000円を課税)● 改正相続法のうち、自筆証書遺言の方法緩和が施行 |
| 4月 | <ul style="list-style-type: none">● 住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none">● 改元 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none">● 改正相続法のうち、介護などの特別寄与制度、遺留分制度の見直しなどが施行● 株式等の決済期間が1営業日短縮 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none">● 消費税率の引き上げ、軽減税率制度の導入● 自動車取得税の廃止、環境性能割の導入 |
| 秋 | <ul style="list-style-type: none">● 火災保険の保険料引き上げ(報道ベース) |

